

平成29年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年5月15日 開会

平成29年5月15日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成29年第5回教育委員会定例会

平成29年5月15日（月）

午前9時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第23号 平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）について

報告第24号 小中学校児童生徒の不登校の状況について

報告第25号 平成28年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について

報告第26号 平成28年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について

報告第27号 平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

5 その他

6 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

熊 澤 定 男

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 中 畑 晃

主 幹 内 田 充

学校教育グループ長 坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成29年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名しますのでよろしく願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告でございます。行事報告につきまして、内田主幹から説明いたします。

◎内田主幹

お手元の行事報告と書かれました書類をご覧いただきたいと思います。4月26日から本日5月15日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。4月29日、ふるさと公園体育施設オープンし、野球場、サッカー場、テニスコート、温水プールがこの日オープンをいたしました。天候にも恵まれ、多くの人で賑わっておりました。また、5月2日には彫刻体験交流促進施設かぜのびが、5月3日、開拓記念館がそれぞれオープンをしております。5月9日、第1回社会教育委員の会及び第1回社会教育実施計画策定委員会につきましては、改善センターで行われ、会議に先立ちまして、久保田教育長から戸澤委員の後任の千石正巳委員に対し委嘱状を交付し、平成28年度の事業報告、研修計画などの協議を行いました。また、引き続き第1回社会教育実施計画策定委員会では、第6期社会教育実施計画の事業実績及び評価につきましてご報告いたしております。5月11日、北海道日本ハムファイターズのパートナー協定事業の少年野球教室が新十津川小学校の体育館で行われ、新十津川ホワイトベアーズの4年生以上23人が参加し、市川コーチ、杉山コーチのもと、野球技術の指導を熱心に受けていました。5月13日、平成29年度とっぴ子どもゆめクラブ発会式が改善センターで行われ、久保田教育長が挨拶を行いました。登録者は80人でこの日は66人が出席をいたしました。家庭でのお手伝い券の作製、ストロートンボ作りを行いました。小学生走り方教室が新十津川グラウンドで行われ、小学生95人が参加し、講師に北海道ハイテクアスリートクラブの北風沙織さんを招きまして、基本の走り方のご指導を受けました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということでございますので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第23号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案の3ページをお開き願います。表をご覧くださいと思います。まず小学校は各学年とも増減なく先月と同数の315名、中学校も同様に先月と同数の172名で、総合計は487名でございます。以上、報告第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第23号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第23号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）についてを報告済みといたします。続きまして、報告第24号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の5ページをお開き願います。表の説明に入ります前に、どのような状態が不登校に該当するかということを確認させていただきたいと思います。文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるものと定義しております。これをもとに学校では過去1年間の状況を見ながら不登校であるか否かを判断をしております。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので、欠席日数にカウントされてございません。これらのことを踏まえまして、表をご覧くださいと思います。まず1番目の表でございますけれども、平成28年度における不登校の状況を月別に人数で表したものでございます。本町の学校における月ごとの不登校の比率がどうであるかということでございます。表の下に※で平成27年度の北海道の不登校の比率を示しております。27年度の数値ですから単純比較はできませんが、小学校は北海道全体が0.38パーセントであるのに対し、本町の小学校は各月ともこれを下回っている状況でございます。中学校では北海道全体が2.77パーセントに対し、本町の中学校は下回っている月と上回っている月があるという状況になってございます。続きまして、2番目の表について説明をいたします。この表では、児童生徒別に各月の欠席日数を示してございます。小学校では5年生1名が12月まで不登校の状態でございまして、12月下旬に転出しております。なお、当該児童は小学校4年生時から不登校が続いていたという状況のお子さんでございました。次に中学校でございまして、1年生の該当者は1名です。このAですけれども、この生徒につきましては、12月から病欠と重なり3月まで不登校が続いたという状況でございます。次に中学2年生の該当者は4名でございます。表に示すB、

C、Dのうち2名につきましては小学校から継続しての不登校、1名は中学1年から不登校の状態が始まっており、Eにつきましては11月と2月に病欠と重なり不登校傾向となったという状況でございます。それから、最後に3年生でございますけれども、3年生は既に卒業してございますが、該当者は3名となっております。FとGは小学校時からの不登校の継続で、Fについては12月下旬に転出してございます。Hについては5月に不登校状態となりまして、5月末に転出してございます。以上が平成28年度における不登校の状況でございます。次に3番目の表について説明をさせていただきます。3番目の表は、平成29年度における状況を1番目の表と同様に示したものでございまして、小学校では4月現在で不登校児童はございません。中学校では、4月に2年生が3名、3年生が4名、合計7名でございまして、不登校比率は4.07パーセントとなり、比率が昨年よりも高い状況となっております。次に最後の表でございますけれども、2番目の表と同様の主旨で、平成29年度の各月の欠席日数を生徒別に表したものでございます。中学2年生は3名でございまして、1年生時からの継続が1名、残り2名は中学1年生時には不登校にならない状況で通っていたものの、2年生になって年間30日に達したというケースでございます。これら2年生の状況について学校から報告を受けた概略を申し上げます。これらの生徒の中には、朝が起きられないなど何らかの理由で休むことが多いものの、出席すれば普通に学級で生活できるお子さんもいるということで、家庭訪問、電話連絡、あるいは担任が迎えに行くなどの方法により改善に努めているほか、スクールカウンセラーとの面談を行っている又はこれから行う状況でございます。次に3年生4名でございますが、いずれも2年生時からの継続となっております。それぞれの状況についてですけれども、4名のうち2名につきましては滝川市にございますふれあい教室への通級、あるいは別室ではございますが学校に登校するなどして改善の兆しが見られている状況だということです。1名につきましては、本人は少し今の状態を変えなければならないという気持ちになってきており、外出することもできるようになってきたということで、スクールカウンセラーとも面談を実施している状況にまでなっているということでございます。最後、残り1名でございますけれども、まだ精神的に不安な状態を落ち着かせる支援が必要な状態だということで、この生徒につきましては学校への復帰まで時間がかかりそうな状況ということで報告を受けてございます。以上をもちまして、報告第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第24号小中学校児童生徒の不登校の状況についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

小学生5年生の、1人が1月に転出ということと、中学生のFが1月に転出してますが、これは親の転勤ということなんですか、それとも学校が変わったということですか。

◎中畑事務局長

親が札幌に転出したことにともなうものでございます。

◎荒山委員

わかりました。

◎久保田教育長

今回の議案については、毎年報告はしていませんでしたが、不登校は過去からありました。実態を教育委員さんに報告しておくということで今回新たに報告で出させていただいた次第でございます。文部科学省では、不登校については、誰にも起こりうることを考えております。先ほど事務局長から説明ありましたように、いろいろな状況の中で不登校がありますけれども、個々にあった指導をしていくようにというご指示をいただいております、その上で学校で対応しているところでございます。ほかにはございませんか。

◎久保田教育長

熊澤委員、どうですか。

◎熊澤委員

人数が増えてきていますよね。以前は学校全体でも1人とか2人とかだったのに、すごく目立つ状況になって、世間からどうなっているのと聞かれることがあるんです。だからといって我々がどうすることもできないので対応は学校がやっていますと話すしかないのですが。そのような質問があった人には、側で見守ってやってほしいなという言い方をしたのですけれども。ほかの委員の皆さんもそういうことが起こり得ますので注意して考えておいてください。

◎新田委員

先ほどあった年度の途中から来れなくなった子いましたよね。何か病欠から不登校になりがちになった子というのがありましたけれども、それ以外の、例えば28年度の表で中2のが2月から1人増えていきますよね。そういう子とか何かきっかけみたいなものはあったのかなと。そういう報告はあるんですか。

◎中畑事務局長

病欠で不登校になるケースは先ほど申しあげましたけれども、そのほかに、1件、友達のトラブルが1つ原因になった部分もあるというお話は受けております。友達関係については、改善はとりあえずはできたが、後遺症的に不登校の状態は継続されていると聞いております。

◎新田委員

やっぱり見守るしかないんでしょうかね。無理やり来させるわけにもいかないですね。

◎中畑事務局長

先ほど教育長からもございましたけれども、大切なのは子どもの居場所を作ってあげることだということで指導がございまして、そういった対応からふれあい教室を進めたり、あるいは別室ではあるけれども学校へ来た中でテストだけは受けるだとか、そういうところととにかく居場所、本人が納得した形で行動してもらおうと、無理強いすることは決して良くないというところでございます。そういった中で、教室には入れないんだけれども別室で勉強しながら給食は教室の方に取りに行けるようになったと報告もございますので、少しずつ本人の様子を見ながら改善に努めているという状況でございます。

◎久保田教育長

ほかにございませつか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これにつつましては、定期的な報告させていただきますので、委員さんからいろいろなアドバイス等もいただきながら取組んでいきたいと思つたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ないということですので、報告第24号小中学校児童生徒の不登校の状況についてを報告済みとします。続つまして、報告第25号平成28年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願ひます。

◎中畑事務局長

議案書の7ページをお開き願ひます。平成28年度の結果を報告いたします。助成の対象は、滝川又は砂川から学校まで公共交通機関を利用し月額10,000円以上負担している場合にその2分の1、上限を20,000円として助成をいたしてございます。申請件数は11件で記載のとおり5校に通学している生徒で、高校1年生が7名、3年生が4名となつてございます。通学費の合計金額は2,876,627円でございまして、助成額は合計で1,401,800円となつてございます。通学費全体に対する助成率は48.7パーセントとなつてございます。以上申し上げまして報告第25号高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号平成28年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についての説明が終わりました。質疑はございませつか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第25号平成28年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についてを報告済みといたします。続つまして、報告第26号平成28年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願ひます。

◎中畑事務局長

9ページをお開き願ひます。内容につつましては別紙のとおりといたしまして、10ページをお開き願ひます。平成26年度から3か年の社会教育関係施設、17施設を表にまとめております。前年度との比較につつまして、施設ごとに説明いたします。農村環境改善センターは、前年度に比べ2,781人減少してございます。大きな要因でございますけれども、4月に選挙の開票事務がなかつたこと、10月の味覚まつりが屋外で行われたこ

と、また2月と3月の増減が大きいのは、幼稚園のひな祭りの発表会が前後したことによるものと考えてられています。次に開拓記念館でございますけれども、前年度に比べ280人の減少と26パーセントほど落ち込んでいる状況でございます。この要因といたしましては、JR札沼線が1便となりまして、町内を周遊する観光者が減少したことによるものと考えられています。次に青年会館でございますが、大幅に増加してございます。その要因ですけれども、放課後児童クラブの利用者が増加したものでございまして、昨年度から対象年齢を、3年生だったものを6年生までに拡大し、10月からは平日も実施したことと考えられています。次に図書館ですが、これは人数ではなく冊数で示しておりますが、前年度と比較し2,720冊減じてございます。その要因といたしましては、町外者の貸し出しが減となっておりますことと、また大きく減少している月については、団体貸出月がずれこんだことと考えられています。次にスポーツセンターでございますが、月別で見ますと増減はあるものの全体数では前年度とほぼ横ばいの状況となっております。次に12ページ、13ページに移りまして、温水プールでございますが、年間で1,629人の減少でございまして、28年度から滝川のサンのプールの通常営業となったことの影響や、夏場の低温などによる影響により減少したのと考えられています。次にサンウッドパークゴルフ場でございますが、全体としては387人の減少で、やや減少傾向にはございますが、横ばいの状況となっております。次にピンネスタジアムでございますが、1,645人の減少でございまして、これはスコアボードの更新工事が6月7月にかけてあったからと考えられています。次にふるさと公園野球場、それからピンネテニスコート、14ページ、15ページに移りましてふるさと公園テニスコート及びふるさと公園サッカーコートにつきましては、前年度とほぼ横ばいの状況であると抑えてございます。次にそっち岳のスキー場でございますけれども、これはリフトの乗降者数で利用状況を示させていただいておりますが、全体に減少、全体数として減少してございます。12月には雪不足により開業日を1週間遅らせたこと、またその後は特に土日に悪天候が重なったことが要因と考えられています。次に中央体育館は前年度に比べまして10月以降から利用者が増加し、全体で1,447人増加し91.8パーセントの増となっております。これは、町外の社会人による野球の練習のための利用者が増加したというところでございます。次に大和体育館は春先にバスケットボール少年団の利用者が減少したものの、滝川の中学校の部活などにも利用されており、全体としてはほぼ横ばいの状況でございます。次に16、17ページに移りまして、かぜのびにつきましては、前年度と比較し月ごとの利用状況はほぼ同じでございまして、7月にバイオリンコンサートを開催したことと、会館期間を11月まで延長したことによりまして利用者数全体は増加してございます。最後に武道場でございますが、前年度と比較して年間で1,785人増加してございます。主な要因は、中学校の剣道部員が9人から16人に増加し、部活動での事象が増えたものでございます。なお使用料収入でございますけれども、スキー場を含めた16施設で比較しますと、27年度に比べまして1,022,000円減少しているという状況でございます。以上、報告第26号社会教育関係施設利用状況についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告26号平成28年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

1,000,000円も減少すると何かないのかなという。見ていたらどこが悪いというのはないみたいなので。毎年毎回やっているとは思いますが、PRをして利用者が増えるようにしていったらいいのかなとは思いますが。

◎中畑事務局長

使用料につきましては、やはり天候に左右される部分が大きく影響される温水プールですとかスキー場の収入の額が大きいものですから、それによって影響を受けやすい部分ではございますけれども、いずれにしましても利用者の増加につきましては、やはり委員のおっしゃるとおりPRが大切な要素でございますので、今後とも各施設においてPRを継続して集客に努めてやっていきたいと考えております。

◎荒山委員

温水プールの利用というのは生徒の利用と一般の人の利用の割合は、どんな感じなんですかね、学校利用と。

◎中畑事務局長

今手元に資料ございませんのでのちほど回答させていただきます。

◎荒山委員

少子化で子供の数がだんだん少なくなり、その利用は少なくなってくるけれど、やっぱり年配者もいるから、一般の人の方の運動不足解消だとかで利用を促進するだとか、スキー場もそうですよね。

◎中畑事務局長

水泳教室は開いてはいますけれども、基本的にはやはり子どもを対象というところがございます。

◎荒山委員

学校でも利用していますよね。

◎中畑事務局長

授業でもやっております。

◎荒山委員

やっていますよね。あまりプールとか行かなくなったのかな。

◎久保田教育長

どうしても児童数も減っていますしね。利用というのは、学校の授業別の利用、生徒、児童数が減っているのも影響あるでしょうし、人口減少もある。

◎荒山委員

そうですね。

◎久保田教育長

そのようなことから、今年度は教育委員会でも上程させていただいているサンウッドパークゴルフ場の団体の基準を20人から10人に緩和されるようなことで、今年度の実績がどのようになるかなということも参考にしたいと思っています。

◎熊澤委員

利用料金というのかなり影響しているのではないかなと、こうやって年々減っていくのはね。競技人口、人口そのものがないからどうしようもないことだけれど、何の競技にしても覚え始めというのはほぼ毎日のように通わないと覚えられないもので、そのときには例えばスポーツセンターにしても結構な負担になってくるんですよ。団体等の場合はね、それなりの覚悟があってできるからいいかもしれないけれど、個人あたりが利用するにはもっと安く利用できるような方法がないのかなと思っているんですよ。前に利用料金を設定したときの話の中では、特別熱心な人というのは、朝から晩まで使っているみたいで、そういう人との、公平さを保つための料金設定なんかも必要だったんだけれど、そっちばかりとらわれていると結局は最低限の利用料が必要になってくるので。どんなことも底辺の拡大が重要課題だから、それがなければいろいろな競技もなりたっていないものだから、そういう個人が気軽に使えるような形っていうのができないかなと思っているんですよ。あと個人で利用すると、あるいは少人数のグループだと大きな会場があっても掃除とか大変ですよ。大勢いるときはいいんだけど、今日の出席者2名とか3名とかっていう日になったら全部モップかけるといったらとんでもないえらいめにあたりするから、あの辺も何か。そういうのもなくして料金も払わないとなったらちょっと都合良すぎるかもしれないけれど。でも、負担の原因かなみたいに思っているんですけどね。

◎久保田教育長

料金の件につきまして、事務局長、説明願います。

◎中畑事務局長

個人が気軽に使えるような状況にできないかというところでございますけれども、料金につきましては、消費税改定の時期に合わせましてまた見直しの時期がやってくるかとは思いますが。ただそのときに、町の考えといたしましては、公負担というところはまず必要になってくるという中で料金設定がなされている部分がございますので、まったくこれを負担なしに利用させるということにはなっていないのかな、やはり利用する人、利用しない人が町民の中にいる中で、利用される方についてはいくらかの負担はしていただくということが原則ではなかろうかなと考えております。そういった中でただ今設定されている料金が高いのか安いのかという部分については、その改訂時期に合わせて検討していく必要があるかなというところでございますが、近隣と比べましても必ずしも今の料金が高い状況にはないということは言えるかと思えます。今の段階で申し上げられることは以上でございます。

◎熊澤委員

それなりにできるようになったスポーツでどこを鍛えればいいのか分かるような人たちの利用というのはそう苦になる料金ではないような気はします。でも、ものになるかどうか分からないようなものに取り組んでいる人たちっていうのはすごい負担なんですよ。お金がかかるということは。団体に取り組んで指導していくのが筋かもしれないですけ

れど、中には個人でスポーツセンター、改善センター、菊水の体育館も、1回1回というのは大会とか参加するために鍛える人たちはあまり負担に感じていないかもしれないですけどね。例えばパークゴルフだったら河川敷に行って毎日練習するとかありますよね。だけど屋内のものというのは必ずお金が掛かるわけ。いろいろやっていた中で新規参入者を集めようとしてみたらそこが難しいと思う。

◎久保田教育長

例えば、吹き矢とかそういうことですよ、普及しているもの。文京区の会館やなんかでも無料でできますよね。

◎熊澤委員

やっていますよね。例えばあそこは老人クラブが主体になって動いてくれたので、一般の人も含めて参加できるようにしているクラブだからいいけれども、それでも、例えば自分がお客さんで行きますよね、そのグループではないのに。そうすると、あそこは文京区で補助を出してさせているのによそ者が入ってきてどういうことなんだということが起きてくるんですよ。そういうふうに言われますからね。どこを使っても料金体制というのはどうしても起きてくる問題ではあるんだけど。1つのグループに負担させる訳にもいかないものだから。できるところは公共施設が格安に使えたらそういう場面ではいいのかなという気はしますよね。初心者というのはそればかりじゃなくていろいろなものを買ったりしなきゃならない。そういう負担が結構出てくる。軽スポーツの講習会がいくつか500円程度で体験させてくれるからね、あそこについて体験して覚えるとね、物足りなくなるとどこかで練習したいと思う。自分の家でできるものはいけれども、そうもならないものもたくさんある。底辺拡大というのはでき上がっていないので何かしてやらないと。

◎中畑事務局長

委員さんおっしゃるケースもあるというところでございますが、なかなかその初心者と熟練者との区分けに応じた料金設定というのはやはり困難な部分があるだろうなというところをございます。1つ方法としては、今体育協会が進めていますスポーツクラブなんかでまずこう体験をしていただいた中で、興味のある方には引き続き曜日を決めて集まってもらおうとかっていうところで徐々に拡大をしていくというところが方法としてはあるかなと。そのときに施設使用料まではいかなくても参加費的な部分で個人で使用するよりは軽減できるような料金設定で催し物をつくっていただければそののち熟練してからは個別に正規の料金でというところに発展をしていけるのかなとも感じますので、そういった方法についてはまた体育協会と打合せをしながら話し合いを進めていきいたいと思います。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎熊澤委員

はい。

◎久保田教育長

先ほどの荒山委員の質問に対して、説明をお願いします。

◎坂下事務局長

先ほど温水プールの入館者の内訳ということでご質問がありましたので、ご報告させていただきます。全体数7,073人のうち、幼児も含めますが中学生以下4,888人で、高校生以上の一般の方が2,185名ということになっております。以上です。

◎久保田教育長

ほかにご質問ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、報告第26号平成28年度新十津川町社会教育関係施設利用状況についてを報告済みといたします。続きまして、報告第27号平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の19ページをお開き願います。1 申請世帯数及び児童生徒数、(1)生活保護受給世帯、5世帯7人、(2)その他世帯、65世帯92人。2 認定の状況でございます。別紙のとおりといたしまして、(1)認定世帯数及び児童生徒数につきましては、アといたしまして、要保護世帯は2世帯2人、小学生1人、中学生1人で、1の(1)の生活保護受給世帯が認定となっております。イ準要保護世帯は48世帯71人でございます。小学生43人、中学生28人でございます。ウ特別支援学級は5世帯7人、小学生3人、中学生4人でございます。認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規定によりまして、一定基準の所得額での算定ということで、生活保護基準の受給額に対して所得が1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合は不認定という基準を定めているところでございます。また、特別支援学級に在籍している児童生徒については2.5倍に満たない場合となっております。次に不認定世帯数及び児童生徒数でございますが、その数は12世帯14人でございます。不認定の理由でございますが、生活保護基準の受給額に対して所得が1.3倍以上であるためでございます。昨年当初との比較で申し上げますけれども、生活保護世帯数で認定となったものは1世帯1名、中学生1名が減少してございます。また、準要保護世帯につきましては、昨年より1世帯減少しまして1人、生徒数は逆に1人増加している状況でございます。認定開始日はいずれも平成29年4月1日でございます。なお、21ページから27ページまでの報告第27号別紙につきましては、それぞれの個別調書ということで参考に添付してございます。この調書につきましては、認定の可否についての判定根拠を示すものでございますので、ご不明な点がございましたらご質問をお願いいたします。なお、例年申し上げますけれども、重要な個人情報に記載されておりますので、この調書につきましては慎重に取り扱っていただきますよう申し上げます。以上報告第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第27号平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についての説明が

終わりました。質疑はございませんか。

◎新田委員

特別支援学級の方は基準が違いますね。春に全員この申請用紙をもらってくるんですけども、その中でも基準は違うことは書いてはありましたか。

◎中畑事務局長

ただ今資料確認させていただきます。

◎新田委員

知っている方で特別支援学級に入っているお子さんがいるんですけど、その基準が違うことを知らないって言っていて、もしかしたら申請したら通るかもしれないよという話はしたんですけどね。知らないのであれば不公平感が出るんじゃないかと。申請する、しないは個人の自由だと思うんですが。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎熊澤委員

倍率の1.3ですけど、たぶん20年前から同じだと思うのですが、倍率がそれだけ長い間一緒に、給料とか結構違ってきているけれど、20年前の設定時と同じ状況にいられているのかなというのが気になるんですけど。その辺はどうやって計算しているのか。

◎中畑事務局長

まず基礎となる生活保護基準の受給額の関係ですが、これは社会情勢によって変動している部分でございます。その部分の変動がございますので、更に倍率を触るとなるとかなり振れ幅も大きくなるのかなというところで、基本的には倍率を変えないで生活保護基準の動向に照準を合わせた中でやっていくのが、一番年度の社会変動に対しても一番公平的なところではあるのかなと考えてございます。以上です。

◎熊澤委員

何度か見直したらどうかみたいな話があって、資料とか何回か提示があったんですけど。

◎久保田教育長

過去にですか。

◎熊澤委員

はい。その度にやっぱりこの辺の数字しかないかなということで1.3に収まっているんですよ。率だからよほど世の中の状態が変わらなければそう大きな差は出ないのかなとは思っているんですけど。ときどき、その倍率でいいのかどうかというのは検討してみることは必要でないかなと思います。

◎久保田教育長

はい。過去に教育委員会で検討した経緯もあるということですので、それらの資料を見ながらまた今後、何かの機会に、お互いに確認しあうということできたいと思います。

◎熊澤委員

はい。

◎荒山委員

表の1番の人と2番の人で、一人親で子供が1人ずつということでだいたい似たような条件だと思うんですけど、この分母の需要額が138,000円と2番の人は179,000円ってなっていますよね。これはやっぱり子どもの人数だとかそういうことによって需要額というのが変わってくると思うんだけど、この1番と2番の人はだいたい似たような条件で、こんなに差が出てくるのかなど。これは何の差なんですか。

◎中畑事務局長

1番と2番の違いでございますけれども、その世帯の構成員として、2番の場合には兄がいるということで、その分需要額が多いということです。

◎荒山委員

はい、分かりました。

◎中畑事務局長

以上です。

◎久保田教育長

先ほどの特別支援学級に対する案内の周知をきちんとしているのかということに対する説明をお願いします。

◎坂下グループ長

今回の就学援助についてのお知らせについてですけれども、周知をしてはおりません。一般的に、全員の方に対して就学援助のお知らせということで配付をしているところですが、その中で申請者、対象者については、生活保護を受けている方ですとか、税金、住民税が非課税であるですとか、特別支援学級に在籍しているですとか、そういった方が対象となりますというような区分けでお知らせしています。その中で収入、所得が高い人については該当になりませんというような中で、特に一般の方についても、例えば生活保護基準額の1.3倍に満たない方とか、特別支援学級だと2.5倍に満たない方という表記はしていません。ただ、目安の標準世帯の金額、どれぐらいの所得ですというような目安額は載せてはいるのですけれども、それについてもあくまでも目安であって、認定される、されないについては、個々の判断ということで周知をしております。実際に非認定になったときに、うちの基準は一般であると1.3倍です、特別支援学級であると2.5倍ですというようなことで、それを超えているので非認定となりましたということで、その場で初めてその基準額というのが何倍ですというような表記をしているという状況です。

◎久保田教育長

例えば、今の新田委員さんが質問があったみたいに、これから、途中で申請というのはだめなんですか。

◎坂下グループ長

中途でも大丈夫です。

◎新田委員

特別支援学級の方というのも表記には一応入っているということでしょうか。

◎坂下グループ長

そうですね。

◎新田委員

そういうことであれば、特別支援学級の基準はいくらと数値を出さなくても伝わりますね。

◎久保田教育長

はい。

◎新田委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

出していただいた中で、審査して認定不認定をその都度随時ということでご理解いただきたいと思います。

◎新田委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第27号平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。まず最初に、4月以降の各教育委員さんが出席されました会議の報告について共通認識を持つということで報告をお願いいたします。まず、新田委員さんより報告をお願いいたします。

◎新田委員

先日、4月25日に開催された第1回新十津川町確かな学び推進委員会議の報告です。協議事項の1点目の代表、副代表の選任ですが、代表に新十津川中学校の鎌田校長、副代表に新十津川小学校の佐藤校長が選任されました。協議事項の2点目、新十津川町確かな学び推進委員会議の組織についてですが、事務局からこの資料をもとに説明がありまして承認されております。協議事項の3点目、平成29年度新十津川町確かな学び推進委員会議活動計画についてですが、事務局から学力向上施策、生活習慣定着施策、家庭、地域との連携についての説明があり、夏休み、冬休みのやまびこや、宿泊しながら生活習慣定着をサポートする通学合宿の実施など、原案どおりに承認されております。協議事項の4点目、広報しんとつかわ学ぼう明日へサポート通信の掲載についてですが、第3回の掲載と各校長及び事務局長が原稿を作成することが承認されております。以上で報告を終わります。

◎久保田教育長

今ほど新田委員さんから確かな学び推進委員会議の報告がございました。特に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、新田委員さんからの報告を終わります。続きまして、熊澤委員さんが出席した会議は私も出席しておりますので、私から報告させていただきます。まず、4月13日に空知合同庁舎におきまして平成29年度空知管内町教育委員会連絡協議会総会が開催されました。この参集範囲は、空知管内の教育長、教育委員長、それから職務代理委員さんでございます。冒頭、小山空知教育局長から挨拶があり、この会につきましては設立総会になってございます。昨年までは市町教育委員会連絡協議会だったんですけど、市町分離した中で町の協議会を設立するというところでございまして、小山局長から紆余曲折があったと伺っていると、本日の設立を機にますますこの会が発展されることを祈っておりますと。また、空知の子どもたちの生きる力を育成するためには、各学校においては教育目標、経営計画の推進にあたり、地域、家庭と一緒に取り組む必要があると。空知教育局の組織としては、常に管内の教育に危機感を持ちながら取り組みたいと。市協議会とも情報交換を行い、小中一貫教育やコミュニティ・スクールなどを推進していきたいというご挨拶をいただいております。そのうち、規約の承認についての議案、それから役員を選任、平成29年度の事業計画、それから同じく予算についてすべて承認されまして、新役員といたしましては、会長に栗山町教育長職務代理の湯地様が会長、副会長には齋藤月形町教育委員長、萬奈井江町教育長、糸谷雨竜町教育長の3人が副会長、理事には由仁町高橋教育長職務代理、上砂川町坂本教育委員、北竜町本多教育長の理事が3名、幹事には中鉢南幌町教育委員長、飯山上砂川町教育長、吉田沼田町教育長の3名が監事ということでなっております。また最後に、新会長の湯地様からご挨拶があり、新たな事業を考え空知教育局、町教育委員のつながりや交流を促進し、よい組織になるよう進めていきたいので皆様のご協力をお願いしますということで閉会しております。同じく同日、町の協議会総会ののち、同じく空知管内市町教育委員会教育委員会議がございまして、ここで4月1日付の空知教育局の職員の人事異動に伴う紹介がござ

いました。また、小山教育局長、工藤課長から説明があり、小山局長からは、今年度は北海道教育委員会で平成26年度に策定した教育行政推進計画機関の最終年度となる。また、教育大綱及び今年度の教育行政執行方針に基づき学校力の指導改善に取り組んでいきたいということでご挨拶がございました。また、工藤課長からは、今年度は学校力プランニングシート等で役割の見える化、スケジュール化を学校に進めるよう重点的に指導していただきたいということで報告がございました。あと、平成29年度の空知管内教育推進の重点について、概要について説明をいただき閉会してございます。もう1点、去る5月11日に札幌市におきまして北海道町村教育委員会連合会総会がございました。空知管内ではですね、熊澤職務代理さんが空知管内選出の理事ということで、私は空知管内の中で評議員という立場でそれぞれ出席させていただきました。まず、冒頭の連合会の会長の浜中町教育委員の栗本会長からご挨拶があり、地域が未来にわたって発展するためには、未来の担い手となる子どもたちの教育の振興に努めなければならない。今年3月に次期学習指導要領案が誇示され、来年度から先行実施に取り組む町村もあると思う。子どもたちが時代の変化を受け止め前向きに生きるよう学校教育と地域社会とのつながりが必要であり、コミュニティ・スクールの設立に向けて取り組んでいただきたいということでございます。また、祝辞といたしまして、北海道教育委員の中村様から祝辞をいただきまして、今年の3月の道議会で、道民が一体となってより豊かな北海道を築くためにですね、みんなの日というのを7月17日に決めましたと。また、7月はその月間とするので、浸透に向けてご協力をいただきたいというご挨拶がございました。また、次の5点について協力を願いたいということでした、1点目は、次期学習指導要領の周知徹底を図る1年としていただきたいということ。2点目、学力、体力の向上に努めるとともに、両調査の公表にご理解とご協力を願うということで、本町におきましては前年度から両方公表しているところでございます。3番目、いじめ、不登校生徒の、生徒児童の減少に努めていただきたいということ。4点目、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の導入を積極的に進めていただきたいということ。5点目、公立学校の耐震化、アスベスト対策未実施施設がある町村におかれましては、早急に対応をしていただきたいということでございます。そののち議事に入りまして、平成28年度の事業報告、それから決算報告、収支決算報告、平成29年度の事業計画案、収支予算案、運営資金の一時借入、平成29年度の役員改選について全て上程され原案のとおり承認されまして、新役員には胆振管内安平町の豊島教育長が会長、副会長には十勝管内豊頃町の教育長菅原様と宗谷管内豊富町の番坂教育委員、十勝管内清水町教育委員の三澤教育委員の3名が副会長に、監査には留萌管内苫前町教育長の池田様、後志管内積丹町教育委員の土井様が監査に、新役員と、監査として新役員となりました。そののち協議事項ということで3点ございまして、平成30年度に向ける文教施設に係る要望書案の承認、それから、毎年本町の教育委員さんにも出席いただいております教育委員会研修会につきましては、今年は7月11日の火曜日10時20分から札幌市教育文化会館で行いますということの報告がございました。また、3点目の予算この会の運営にあたって町村教育連の財政事情に伴う会費の導入ということで、会の運営にあたって歳入不足が避けられない状況につき、例年同様、会員の皆さんから年会費2,000円の協力をお願いしたい、依頼文書については別途地区教委連を通して送付するというので報告がございました。以上、去る5月11日の北海道町村教育委員会連合会総会の内容に代えさせていただきます。そののち、熊澤委員さんが会議に出ましたので追加お願いします。

◎熊澤委員

本会議終了後に、教育委員会議というのがあります。委員だけでなく教育長も皆さんいるんですけど。最も理事会の役員の人たちの中の教育委員の人たちだけの会議なんですけれど。今年度の会長さんがいましたので、音頭を取っていろいろ話しをさせてもらいました。例えば、新教育長制度になってから、教育委員の活性化といったようなことが必要でないかという話になりました。そこで、そもそも教育委員のなり手がいないという話も出まして、その1つとして、給料が安すぎるという話がありまして、その給料がいくらかと思ったら月20,000円で本当に安いんですけど、各地の給料一覧表がどこかにあると思うんですけど、まあ各町ばらばらの状況のようです。ただ市部は全然違う、格が違います。月100,000円とか200,000円とかっていう額になると思います。その辺を検討すべきでないかという話があったんですけど、それが実はあまりそういうことを話題にすると低い方にあわせられるぞという話を聞きましてね。まあ30分ぐらいしかなかったので、結論というか結びじゃないんですけども。教育委員のなり手がいない中で給料の方も考えたらいいのかなというのと、札幌での全道の役員会への出席に対する費用弁償、委員だけになるとこういう話が出るんだなという、おもしろいことだなと思ったんですけど。例えば空知管内は市町で持っていますけれど、よそは管内で持っているんだと。管内が選んで、例えば空知が選んで道の役員をやっているわけですから、そこが払うのが当然だろうというような意見とかありましたし、うちのところは全部個人なんだと、じゃあ懇親会の会費はどうなるんだとかね、そういう話までいろいろと出ていました。あとその活性化ということに関しては、まだ委員長経験者が半分ぐらいいましたので、その差がある程度見えている人たちもいましてね、委員長が委員長でなくなった時点は責任が少なくなって楽になった部分があれば、何か目的を失ったようなそういうものもあるんですけど、新制度になってから委員になられた方っていうのは何の不自然もないわけで、それがそういう話合いをしながら今後どう進んでいくのかな、どう積み立てればいいのかという話が出てくるのかなという、懇親会の方へ移りました。懇親会は都合があって出られなかったのそこで帰ってきました。以上です。

◎久保田教育長

それでは、委員さんの会議出席の報告を以上で終了させていただきまして、事務局から説明ありますか。

◎中畑事務局長

それでは、次の6月の定例会の日程についてお諮りをしたいと思います。6月につきましては、6月16日金曜日ということでお願いしたいと思います。まず1点目については以上でございます。

◎久保田教育長

私から補足で、6月20日の開町記念式の関係なんですけれど、今年町政、昭和32年に新十津川村から新十津川町になりまして60周年ということで、町政執行60周年ということもございまして、奈良県知事、奈良県県議会議長にもご案内をさせていただいてですね、奈良県知事につきましては都合が悪いということだったんですけど、先日、何とか前向きに来るように検討しているということでございますので、県知事がみえられることはなかなかないので、教育委員の皆さんも6月20日の開町記念式、今年はゆめりあで最初からやりますし、懇親会にも出ていただければありがたいなと思っている次

第であります。県議会議長さんほか県議会議員の皆さんも数名出席されますし、北海道はですね、この日が定例道議会の日でどうしても都合悪く知事さんは来れないんですけど、副知事さん、それから議長さんが交代の、議長、副議長の改選の議会のときで懇親会の方には来たいという意向の方で聞いておりますので、ご都合がつけば是非ご出席いただきたいなと思います。以上でございます。

◎久保田教育長

あと、6月11日の審査委員を決めなければなりません。どうでしょうか。

◎荒山委員

新田委員、お願いします。

◎新田委員

わかりました。

◎久保田教育長

荒山さんが都合が悪いということで、新田委員ということでございます。ほかに質疑ございませんか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

事務局からほかにございませんか。

◎中畑事務局長

7月の定例会の日程についてお諮りをしたいと思います。

◎久保田教育長

昨年はいつごろやっているんですか、7月は。

◎坂下グループ長

昨年度はですね、7月11日に定例会を実施しておりまして、芸術鑑賞をご覧いただいたあと定例会を開催しました。

◎久保田教育長

14日はどうですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

では、14日ということでお願いします。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎中畑事務局長

それでは、服装の関係でございますけれども、6月1日からクールビズの期間が開始されます。スタイルとしてはノーネクタイということで。会議によっては上着着用ということでのノーネクタイでのご出席をお願いいたします。

◎久保田教育長

委員さんからはよろしいですね。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、全ての議事日程を終えましたので、以上をもちまして、平成29年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時44分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人